

令和4年3月

定例教育委員会

1

3月定例会（1）

開催日時 令和4年3月29日（火） 14時00分

開催場所 県庁行政棟「教育委員会室」

1 教育長報告

2 議題

○第40号議案

長崎県立学校管理規則の一部改正について

(県立学校改革推進室)

○第41号議案

文化財の県指定等について

(学芸文化課)

3 報告

(1) 県立学校情報セキュリティポリシーの改正について

(総務課)

(2) スクール・ミッションの再定義及びスクール・ポリシーの策定について

(県立学校改革推進室・高校教育課)

長崎県立学校管理規則の一部改正について

(提案理由)

「令和2年度公立高等学校・県立中学校生徒募集定員」で募集停止とした県立島原農業高等学校「農業科学科、園芸科学科、食品科学科、生活福祉科」を、令和4年3月31日をもって学科廃止することに伴い、長崎県立学校管理規則（昭和51年長崎県教育委員会規則第3号）の一部を改正しようとするものである。

(内 容)

別紙規則案のとおり

令和4年3月で、学科再編による旧学科の生徒が卒業したことに伴い、学科廃止のための所要の改正を行う。（別表第1関係）

施行日：令和4年4月1日

（最終改正年月日 令和4年3月18日）

(規則案)

長崎県立学校管理規則の一部を改正する規則

長崎県立学校管理規則（昭和51年長崎県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前				
別表第1（第2条関係） （ア）高等学校					別表第1（第2条関係） （ア）高等学校				
名称	本校・分校	位置	課程	学科	名称	本校・分校	位置	課程	学科
略					略				
長崎県立島原農業高等学校		島原市	全日制	農業ビジネス科 食品サイエンス科 生活創造科	長崎県立島原農業高等学校		島原市	全日制	農業科学科 園芸科学科 食品科学科 生活福祉科 農業ビジネス科 食品サイエンス科 生活創造科
略					略				

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

文化財の県指定等について

(提案理由)

長崎県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づき、3件の文化財を新たに県指定とし、1件の県指定文化財の指定名称及び員数を変更しようとするものである。

(内 容)

1 県指定する有形文化財（建造物）

^{ひぐちばし}
「樋口橋」（佐世保市）

所有者 長崎県

2 県指定する有形文化財（美術工芸品）

^{しほんちゃくしよく} ^{えいかくげんけんぞう}
「紙本著色 永覚元賢像」（長崎市）

所有者 宗教法人 ^{こうたいじ} 皓台寺

3 県指定する有形文化財（美術工芸品）

^{い き あんこくじ} ^{ちゅうせいもんじょ}
「壱岐安国寺の中世文書」（壱岐市）

所有者 宗教法人 安国寺

4 県指定文化財の指定名称及び員数の変更

^{い き あんこくじ} ^{ぶつがおよ} ^{ぶつぐ}
「壱岐安国寺の仏画及び仏具 7点」（壱岐市）

(旧名称及び員数) ^{あんこくじじゅうもつ} 「安国寺什物 10点」

所有者 宗教法人 安国寺

【指定理由】

1 有形文化財（建造物）「樋口橋」^{ひぐちばし}

本橋は、佐々川中流域の佐世保市吉井町の中心地に大正11年（1922）（橋梁台帳による）^{きょうりょう}に架設した石造二連アーチ橋である。橋長^{きょうちよう}36.0m、幅員^{ふくいん}6.3mの規模を持ち、アーチはスパン（径間）^{けいかん}14.5mと13.8m、ライズ（高さ）3.8mである。

橋の姿は、橋台^{きょうだい}を垂直に立ち上げ、その上に弓型アーチを架ける。スパンとライズの比は力学的に安定するように設計されている。兩岸橋台部及び中央橋脚部の支点で腰折れ形式となるのは、近代的石造アーチ橋の典型である。石材は、地元立石の小ヶ倉山より切り出した砂岩が用いられている。石材表面を粗面に仕上げ、その縁を輪石^{わし}はコの字に、壁石^{かべいし}はコの字と横L字に縁取りする。この仕上げは、輪石や壁石、橋台のみならず、護岸石垣に至る全ての石材にまでみられ、石工独自の手法による工夫が凝らされている。

本橋は、長崎県内の石造二連アーチ橋として諫早市の眼鏡橋（重要文化財）に次ぐ規模を誇り、石材の表面仕上げはデザイン性が高く、重厚な美しさを有す。大きな災害（昭和42年（1967））にあいながらも架設当時の姿を維持し、堅固な車道として地域の生活を支えている。

本橋は、本県における石造アーチ橋の架設技術の発展と地方道路が近代化する過程を示す土木構造物として重要であり、技術力、デザイン性からみても貴重であることから、条例第4条第1項に基づき県有形文化財に指定するものである。



2 有形文化財（美術工芸品）「紙本 著色 永覚元賢像」

中国の曹洞寺院である湧泉寺（中国福建省福州市郊外）の住職を務めた永覚元賢（1578～1657）を描いた肖像画で、長崎市寺町の皓台寺（曹洞宗）に伝わる。像の上部には、元賢自筆の漢詩が別紙で貼り継がれている。法量は縦118.1cm、横47.2cm。掛幅装。

延宝5年（1677）に皓台寺5代住職の逆流禎順（？～1694）は、大仏を建立する。その話は中国の曹洞僧、為霖道霏（1615～1702）に伝わり、道霏の師である永覚元賢の肖像画が皓台寺に贈られた。江戸時代における日中の文化交流としては、黄檗文化の流入が知られるが、曹洞宗も中国との独自の交流があったことは注目される。作者は不明であるが、顔の描画技法は中国・明代の肖像画にみられるものであることから、制作時期は17世紀半ばと考えられている。

本作品は、江戸時代に中国から日本へもたらされた経緯が分かる絵画の数少ない事例の一つであり、わが国における中国文化の受容の多様性を示す資料として貴重であることから、条例第4条第1項に基づき県有形文化財に指定するものである。

此老漢也
說元坐石
頭分明
極極畫
書解極
道道極
上禪向
屬長才



3 有形文化財（美術工芸品）「^{い き あんこくじ} ^{ちゅうせいもんじょ} 壹岐安国寺の中世文書」

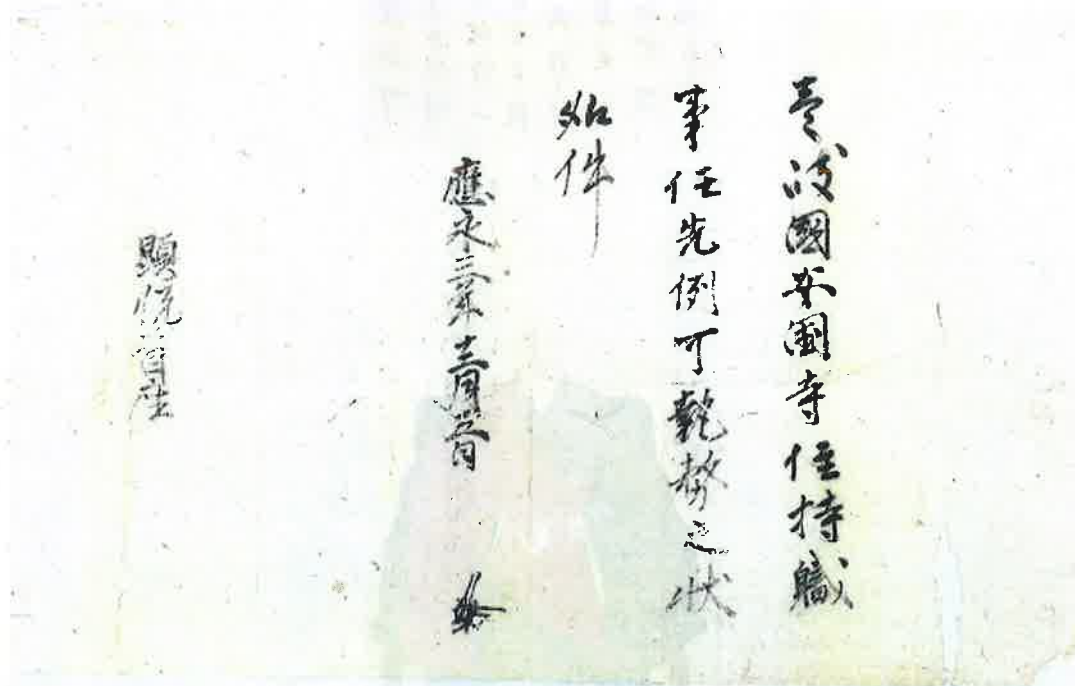
壹岐の安国寺は、足利尊氏が全国に建立を求めた寺院の一つである。開山には^{りんざい} 臨濟僧の^{むいんげんかい} 無隠元晦を招いた。

安国寺の中世文書 11 点は、室町時代から戦国時代までのもので、足利義満が^{はつきゅう} 発給した文書 3 点、無隠元晦関連の文書 2 点、^{まつらとう} 松浦党関係の文書 6 点からなる。

応永 3 年（1396）に足利義満が僧・^{けんえつ} 顕悦を安国寺の住持に任命した^{こうじょう} 公帖は、全国的にみても遺例が少なく、室町将軍と安国寺と関係が深いことを示している。

松浦党関係文書は、15 世紀中期の松浦党諸氏が壹岐島を分治していた当時の状況を伝える。^{かんしょう} 寛正 3 年（1462）の^{しきよるし} 志佐義の古文書は、安国寺に対して仏殿造営のために石田郷を寄進するという内容で、^{しき} 志佐氏による安国寺保護のあり方がうかがえる。

本件は、壹岐の安国寺や松浦党のようすを伝え、中世文書の乏しい壹岐の歴史を知る貴重な資料として学術的価値が高いことから、条例第 4 条第 1 項に基づき県有形文化財に指定するものである。



4 県指定文化財の指定名称及び員数の変更

昭和50年(1975)1月7日付けで県指定有形文化財(美術工芸品)に指定された安国寺什物(10点)は、室町時代の絹本着色羅漢像(二幅)など絵画5点、足利義満が発給した古文書3点、仏具2点の計10点からなる。

このうち古文書3点について、古文書学的価値づけを行い、ほかの中世文書と併せて前頁の「老岐安国寺の中世文書」として指定することにより、「安国寺什物10点」から「老岐安国寺の仏画及び仏具 7点」に、指定名称及び員数を変更するものである。

絹本着色羅漢像(二幅)

絹本着色羅漢請雨図(一幅)

絹本着色十六善神図(一幅)

絹本着色釈迦文殊普賢三尊像(一幅)

文明九(1477)天丁酉銅製雲版(一面)

銅造五鈷鈴(一個)

⇒ 「老岐安国寺仏画及び仏具」 7点

応永三年(1396)安国寺住職任命書(一通)

応永十年(1403)聖福寺住職任命書(一通)

応永十三年(1406)安国寺寺領書(一通)

} 「老岐安国寺の中世文書」



(参 考) 長崎県文化財保護条例 (抄)

第4条 教育委員会は、県の区域内に存する有形文化財(法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。)のうち県にとって重要なものを県指定有形文化財に指定することができる。

2 前項の規定による指定をしようとするときは、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による指定をしようとするときは、教育委員会は、あらかじめ、長崎県文化財保護審議会(以下「文化財保護審議会」という。)に諮問しなければならない。

報 告 事 項 (1)

総 務 課

件 名	県立学校情報セキュリティポリシーの改正について
概 要	<p>1. 「県立学校情報セキュリティポリシー」とは</p> <p>「長崎県立学校情報セキュリティポリシー」とは、児童生徒の個人情報をはじめとする学校の情報資産を漏えいや改ざんから守り、教育活動の充実と効率化を進めるために、県立学校のすべての教職員が遵守すべき共通ルールであり、</p> <ul style="list-style-type: none">・基本方針：ポリシーの基本理念・対策基準：セキュリティ対策の具体的な基準 <p>で構成している。</p> <p>2. 背景及び目的</p> <ul style="list-style-type: none">・新教育用高速無線LANの構築・教員用及び児童生徒用の一人一台端末の整備 <p>以上のことから、今後本格的な利活用が見込まれるクラウドサービスなど、加速度的に変化していく教育環境に対応するため、セキュリティポリシーの抜本的な改正を行なう。</p> <p>3. 改正のポイント</p> <p>(1) 一人一台端末の利活用促進</p> <p>教員用一人一台端末を新たに定義し、今後一層の利活用が可能となるよう、情報資産について再整理。</p> <p>(2) クラウドサービスの利用</p> <p>クラウドサービスを内容・種類によって分類し、その分類に応じて、利用時の申請手続きについて再整理。</p>

概 要

4. 学校への周知等

- ・ 1月31日～2月15日 改正案の学校ヒアリングを実施。
- ・ 3月2日 県立学校情報セキュリティ委員会で改正案了承。
- ・ 3月16日 *セキュリティマニュアルも含めて学校へ改正通知。
- ・ 4月1日 施行

※「セキュリティマニュアル」とは

基本方針及び対策基準を1冊にまとめ、Q&Aや図表により解説した、県立学校情報セキュリティポリシーの「手引書」。

報 告 事 項 (2)

県立学校改革推進室・高校教育課

件 名	スクール・ミッションの再定義及びスクール・ポリシーの策定について
概 要	<p>1. 目的 各高等学校の特色化・魅力化を推進するため、学校教育法施行規則の一部が改正（令和3年3月31日）され、各高等学校では入口から出口までの教育活動の指針（スクール・ポリシー）を定め、公表することが規定された。 また、設置者は、各高等学校の存在意義や社会的役割等（スクール・ミッション）を再定義することが望ましいとされており、令和4年度中に所要の作業を進めようとするもの。</p> <p>2. 内容</p> <p>(1) スクール・ミッション 学校教育目標等が抽象的で分かりにくい、校内外への共有・浸透が不十分といった指摘があることから、在籍する生徒はもとより、高等学校に関わる保護者・地域住民・地方公共団体や地元産業界等に対して分かりやすく学校の社会的役割や教育理念を示すことが必要となる。</p> <p>(2) スクール・ポリシー 高等学校教育の入口から出口までの教育活動を一貫した体系的なものに再構成するとともに、教育活動の継続性を担保する。 【三つの方針】</p> <ol style="list-style-type: none">① 育成を目指す資質・能力に関する方針（グラデュエーション・ポリシー）② 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）③ 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー） <p>3. 時期等 スクール・ミッション、スクール・ポリシーとも課程ごとに再定義、策定する。</p> <p>(1) スクール・ミッション 各高等学校やその立地する市町等と連携し、令和5年1月を目途に再定義する。</p> <p>(2) スクール・ポリシー 各高等学校において策定し、令和4年6月に「令和5年度長崎県公立高等学校入学者選抜実施要項」において一部公表を予定している。</p> <p>※具体的な作業スケジュールは参考資料1のとおり。</p>

**スクール・ミッションの再定義及びスクール・ポリシーの策定・公表までの
具体的な作業スケジュール**

【スクール・ミッション】

時 期	作 業 等
令和4年 2月	【県】 学校へ原案作成依頼
令和4年5月26日（木）までに	【学】 原案の提出
〃 6月～8月	【県】 各学校との内容調整 【学】 学校評議員会等への意見聴取
〃 9月～10月	【県】 立地する市町への意見聴取
〃 11月～12月	【学】【県】 意見等を踏まえた再整理
令和5年 1月	【県】 教育委員会報告、公表

【県】 総務課県立学校改革推進室 【学】 各学校

【スクール・ポリシー】

時 期	作 業 等
令和4年 2月	【県】 学校へ原案作成依頼
〃 4月下旬	【学】 高校教育課へ提出（別途通知）
〃 6月	【県】 R5 入学者選抜実施要領や各高校の学校案内等に掲載
令和5年 1月～3月	【学】 スクール・ミッションの再定義を踏まえて再検討

【県】 高校教育課 【学】 各学校

